

国民健康保険税の仮算定の廃止について

◎平成30年度から国民健康保険税の仮算定が廃止になります

平成29年度まで、国民健康保険税の普通徴収(納付書・口座振替)における算定方法は、4月から6月までを仮算定期間とし、暫定的に税額を決定していました。(仮算定といいます。)平成30年度からは、税額決定のしくみを分かりやすくするとともに、納期によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために仮算定を廃止し、前年中の所得をもとに税額を決定する本算定のみの方法に変更します。なお、年金からの天引き(特別徴収)は、今まで通り変更ありません。

◎納付回数が年12回から9回に変更になります

平成29年度まで、保険税の納付回数は、4月から翌年3月の年12回でしたが、平成30年度からは7月から翌年3月の年9回に変更になります。これにより、今まで1期から3期分(4月～6月分)、4期から12期分(7月～3月分)の年2回保険税額を決定していましたが、今後は年1回になるため、年間の保険税額が分かりやすくなります。1回当たりの納付額は増えますが、年間の保険税額は変わりませんのでご理解をお願いします。

これまで												
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
仮算定期間				本算定期間								
前年度の保険税÷納期 の数=1回の納付額				(前年中の所得で算定した年間保険税-仮算定期間の保険税) ÷9回=1回の納付額								



納付回数を12回から9回に変更
(年間の保険税額は変わりません。)

平成30年度から												
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付はありません				本算定期間								
				(前年中の所得で算定した年間保険税÷9回=1回の納付額)								

◎納税通知書も年2回から1回になります

保険税額の納税通知書は、4月(仮算定)と7月(本算定)の年2回でしたが、7月の年1回になります。(なお、資格得喪等により保険税に変更がある場合を除きます。)

お問い合わせ
役場町民課税務係
電話番号: 0258-78-2292